

水道・下水道

【水道・下水道の料金】

水道及び下水道は、利用している皆さんからの料金によりまかなわれています。

水道・下水道のいずれも、使用した水量に応じて料金が算定されます。使用水量は、検針員がメーターを検針して測定します。料金は、以下の料金表のとおりです。（いずれも消費税等を含みます。）

●水道料金（1か月につき）

用 途	基 本 料 金		超 過 料 金 1立方メートルにつき
	水 量	料 金	
家 事 用	10立方メートルまで	2,100円	189円
高 齢 者 用	5立方メートルまで	1,050円	
営 業 用	20立方メートルまで	4,200円	220円
官公団体用	20立方メートルまで	4,200円	220円
工 業 用	40立方メートルまで	7,665円	220円
臨 時 用		378円	
浴 場 用	200立方メートルまで	28,297円	220円
営 農 用	10立方メートルまで	1,228円	115円

※高齢者用で、5立方メートルを超えた時は、基本料金・超過料金は家事用の適用になります。
なお、高齢者用は申請により、その翌月からの適用になります。

●下水道使用料（1か月につき）

用 途	基 本 料 金		超 過 料 金 1立方メートルにつき
	水 量	料 金	
一 般 用	10立方メートルまで	1,650円	165円
高 齢 者 用	5立方メートルまで	825円	—
浴 場 用	200立方メートルまで	22,242円	173円

※高齢者用で、5立方メートルを超えた時は、基本料金・超過料金は一般用の適用になります。
なお、高齢者用は申請により、その翌月からの適用になります。

●水道水以外の下水道使用料（1か月につき）

世帯人数	料 金	備 考
1人世帯	8立方メートル分の料金 1,320円	
2人世帯	12立方メートル分の料金 1,980円	
3人世帯	16立方メートル分の料金 2,640円	
4人世帯	20立方メートル分の料金 3,300円	世帯員が1人増すごとに 4立方メートル加算 660円

水洗便所改造等資金融資斡旋

住宅の水洗化及び浄化槽から排水設備への切り替えに要する資金の融資斡旋をします。また、供用開始後3年以内に改修を行った場合は、利息の一部を町が負担します。

	区分	貸付限度額	償還回数
改修工事名	水洗便所等改造工事	70万円	70回以内
	浄化槽廃止を含む工事	30万円	30回以内

※平成21年度は、旧町ごとの従来の制度となります。

下水道受益者分担金

下水道区域内の受益者で、排水設備を公共ますに接続された方に対し賦課されます。建築物1戸につき80,000円とします。集合建築物については入居の有無にかかわらず、2世帯目以降は1世帯当たり16,000円を加算します。また、隣接する公共ますを使用する場合は、ます1個につき16,000円を加算します。

なお、旧湧別町で既に納入通知している分担金については、従来の制度となります。

水洗便所改造等補助金

下水道の供用開始後3年以内に水洗便所改造等を行った方に、50,000円を補助します。また、世帯構成員全員が町民税所得割非課税の世帯については、350,000円を上限として工事費の2分の1を補助します。

使用開始・休止

水道・下水道の使用開始及び休止の手続きは、役場水道課、建設課及び総合支所建設水道課で受付をします。忘れずに手続きを行ってください。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金（上湧別地区）

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに町民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽を設置しようとする方に補助金を交付します。

【対象者】

行政区域内（下水道整備計画区域を除く）で合併処理浄化槽を設置しようとする次に該当する方が対象となります。

- ①専用住宅で処理人員10人槽以下のもの
- ②町合併処理浄化槽工事指定業者により施工するもの
- ③その他、町長が特に必要と認めたもの

個別排水処理事業（湧別地区）

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに町民の生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与するため、町が合併処理浄化槽を設置し維持管理を行います。

なお、使用料は下水道使用料と同じ料金となります。

【対象者】

行政区域内（下水道整備計画区域及び集落排水施設事業区域を除く）で合併処理浄化槽を設置しようとする方が対象となります。

